ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
岩手労働局
Press Release

報道関係者　各位

令和3年12月7日
【照会先】
岩手労働局労働基準部監督課
監督課長　川上　明
主任監察監督官　熊谷　久
（電話）019(604)3006

外国人技能実習生の実習実施者に対する令和２年の監督指導結果を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは65.4%～

岩手労働局（局長　稲原　俊浩）では、このたび、管内７労働基準監督署が、令和２年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場）に対して行った監督指導の結果について取りまとめましたので、公表します。（別紙参照）

【監督指導結果のポイント】

○労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した
104事業場　のうち　68事業場（65.4%）

○主な違反内容としては、

①安全基準	**19件（18.3%）**
②健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	**17件（16.3%）**
③寄宿舎設置届	**14件（13.5%）**
④割増賃金	**12件（11.5%）**
⑤寄宿舎安全基準	**9件（8.7%）**

の順に多かった。

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

岩手労働局や管内７労働基準監督署は、実習実施者に対し、監督指導等を実施することで、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいます。

今後も、岩手労働局や管内７労働基準監督署は、実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いのある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に取り組んでいきます。

別紙

技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況（令和２年）

監督指導状況

(1)　岩手労働局内の労働基準監督機関において、実習実施者に対して104件の監督指導を実施し、その65.4%に当たる68件で労働基準関係法令違反が認められた。

＜注＞違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に関する違反も含まれる。

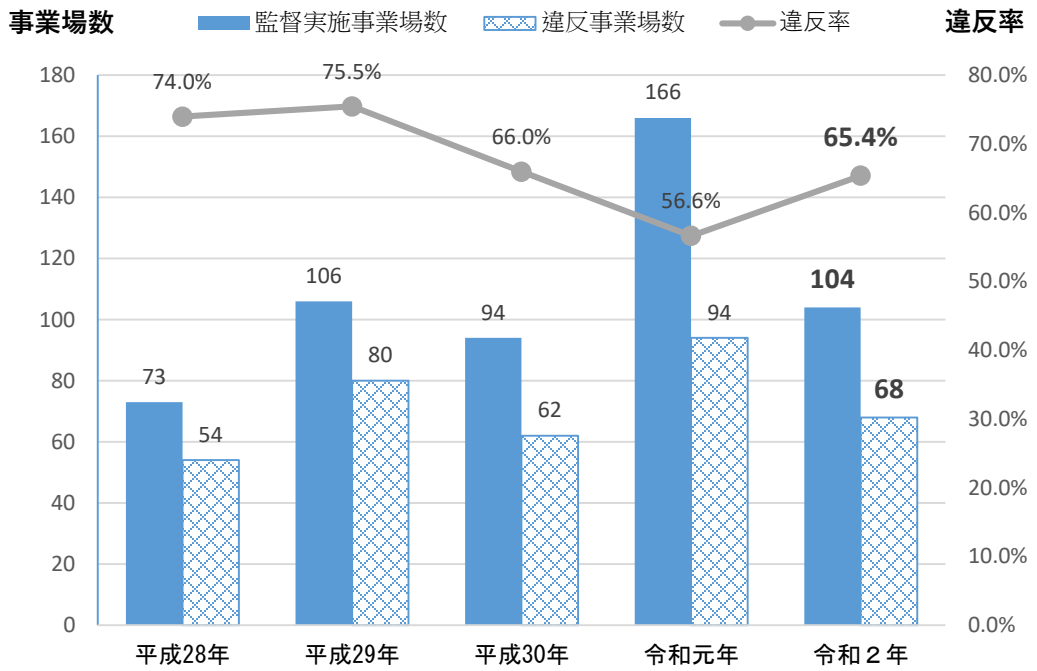

(2)　主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準(18.3%)、②健康診断結果に対する医師の意見聴取(16.3%)、③寄宿舎設置届(13.5%)の順に多かった。

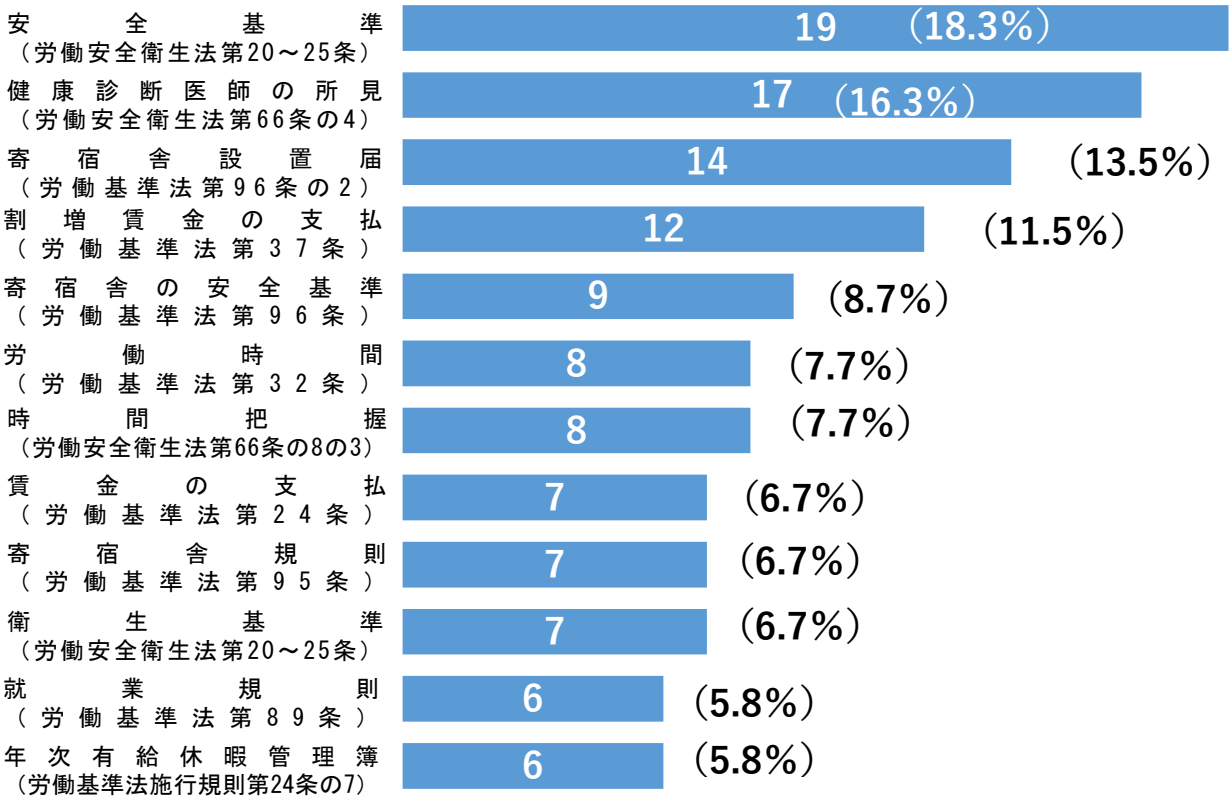

＜注＞違反事項が２つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3)　主な業種に対する監督指導は以下のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 （違反率）	主な違反事項		
食料品製造	46	31 （67.4%）	安全基準 9（19.6%）	寄宿舎設置届 7（15.2%）	寄宿舎 安全基準/ 労働時間/ 割増賃金 6（13%）
機械・金属	20	9 （45%）	安全基準/ 衛生基準 5（25%）	賃金の支払 2(10%)	
建設	13	9 （69.2%）	健康診断 医師の所見/ 割増賃金 4（30.8%）	安全基準/ 時間把握 3（23.1%）	
繊維・衣服	12	8 （66.7%）	健康診断 医師の所見 4（33.3%）	年次有給休暇管理簿/ 寄宿舎設置届 2（16.7%）	
＜参考＞ 全業種	104	68 （65.4%）	安全基準 19（18.3%）	健康診断 医師の所見 17（16.3%）	寄宿舎設置届 14（13.5%）

＜注１＞「主な業種」は、技能実習生の受入人数が多い４職種（食料品製造関係職種、機械・金属関係職種、建設関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

＜注２＞ 業種ごとの内訳は以下のとおり。

食料品製造・・・食料品製造業
機械・金属・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械機具製造業、輸送用機械等製造業
建　　設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
繊維・衣服・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

⑷　監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例１

労働災害を契機に監督指導を実施し、加工機械の回転部分への接触防止等について指導

概　要

■　食料品製造業の事業場において、労働者が運転中の加工機械を掃除していたところ、機械内部で回転する部品に手が接触し負傷した労働災害が発生したため、立入調査を実施した。

■　災害が発生した機械には、危険防止のための覆いの設置等の措置が講じられていなかった。

指導内容

■　機械の掃除や調整を行うときは、当該機械の運転を停止するよう是正勧告した。また、機械を運転させたまま作業を行わなければならない場合は、覆いを設ける等の措置を講じるよう指導した。

指導事項

労働安全衛生法第20条第1号・労働安全衛生規則第107条（掃除等の場合の運転停止等）

指導の結果

■　危険防止のため、機械に蓋を設置し、運転中に蓋を開けると機械の運転が停止するようにセンサーを設置した。

事例２

監督指導を実施し、割増賃金不払の是正を指導

概　要

■　建設業の事業場に対し立入調査を実施したところ、技能実習生の休日労働に対し、法定の率で計算した割増賃金を支払っていなかった。

指導内容

■　法定の割増率（休日労働は35％）以上で計算した割増賃金を支払わなければならないことについて是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条第1項違反（割増賃金の不払）

指導の結果

■　支払うべき割増賃金を再度計算し、技能実習生に対し、法定の割増賃金が支払われた。

事例３

外部機関からの情報提供を端緒に監督指導を実施し、違法な長時間労働等について指導

概　要

■　食料品製造業の事業場において、違法な長時間労働をさせている旨の外国人技能実習機構からの通報があったため、所轄労基署が立入調査を実施した。
■　この結果、技能実習生の時間外労働について、３６協定で定めた上限時間（月４５時間）を超え、最長の者で月１００時間を超える違法な時間外労働が認められた。
■　年次有給休暇を年５日以上取得させておらず、年次有給休暇管理簿も作成されていなかった。

指導内容

１　３６協定で定めた上限時間を超える違法な時間外労働を行わせていたことについて是正勧告した。

指導事項：労働基準法第32条第１項第２項違反（労働時間）

２　年次有給休暇を年５日以上取得させるよう是正勧告した。また、年次有給休暇管理簿を作成し、有給休暇の取得日数等を記録するよう是正勧告した。

指導事項：労働基準法第39条第７項違反（年次有給休暇）
労働基準法施行規則第24条の７違反（年次有給休暇管理簿）

指導の結果

■　労働時間の実績を日々確認し、長時間労働となる可能性を早期に把握した上で時間外労働の抑制を図ることにより、違法な時間外労働及び長時間労働が解消された。
■　労働者の意見を聴取した上で、年５日以上の年次有給休暇の時季指定が行われた。また、年次有給休暇管理簿が作成され、有給休暇の取得日数等が記録されるようになった。

事例４

監督指導を実施し、墜落による危険の防止について指導

概　要

■　機械・金属製造業の事業場に対し立入調査を実施したところ、高さ２メートル以上の作業床の端で墜落の危険がある箇所に囲い等を設けていなかった。

指導内容

■　高さ２メートル以上の作業床の端で墜落の危険がある箇所に囲い等を設けるよう是正勧告した。

指導事項：労働安全衛生法第21条第２項・労働安全衛生規則第519条１項（作業床の設置等）

指導の結果

■　高さ２メートル以上の作業床の端で墜落の危険がある箇所に手すりが設置された。